

「松戸市地球温暖化対策検討業務委託 仕様書」 訂正箇所

該当ページ	訂正前	訂正後
2 ページ 「6 打合せ」 文中	本事業推進のため、受託者は委託者との打合せを 10 回程度行い、打合せ報告書を <u>受託者</u> へ提出すること。	本事業推進のため、受託者は委託者との打合せを 10 回程度行い、打合せ報告書を <u>委託者</u> へ提出すること。